

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 7月14日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 7 月 1 4 日
午後 1 時 0 0 分 開会
午後 3 時 5 2 分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	久 米 啓 右
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	廣 内 孝 次
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会基本条例の理念について……………	3
2. 試行実施分（賛否の公表）について……………	1 7
3. 試行実施分（委員会のあり方）について……………	2 9
4. 視察について……………	4 2
5. その他……………	4 2

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 7月14日(木)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 3時52分)

○久米啓右委員長 皆さんこんにちは。

非常に暑い時期を迎えております、適度に水分等取りながら、この時期を乗り切りたいと思います。

また、広報広聴委員会の委員さんには、午前中に引き続きということで御苦労さまですが、よろしくお願いしたいと思います。

座って進めさせていただきます。

本日の予定ですけども、めどを16時ということで進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、前回に引き続き、議会基本条例に関するのですが、委員さんの認識を皆様共有をしていきたい、また取り組みの内容について確認したいということで、まず最初に作業工程表についても一度ちょっと確認だけをしときたいと思います。作業工程表をお願いいたします。

ここで、上の段の議会基本条例と、試行実施という項目があります。この試行実施という項目で、この試行実施のどこまでの取り組みかということを確認しておきたいと思います。1つは、委員会のあり方ということで、反問権、自由討議という内容で、詳細については議会改革特別委員会での議論を深める、常任委員会のあり方の検討、議員協議会での意見聴取という3つの項目があります。これについては、議論、検討を7月中行う工程になっておりまして、8月に議員協議会等で意見聴取をする。9月議会で実施をするが、これは点線にしておりますので、9月議会で間に合えば、9月議会でこの試行は実施する。準備ができていなければ、準備でき次第ということで、それよりもあとへよる可能性があるという試行実施です。これが1つの試行実施。

もう1つは、2-1-1 報告会及び2-2-1 対応公表という項目ですが、公表に対する議論、賛否、確認方法の検討という項目。議員協議会での同意、そして議会だよりへの掲載、議会報告会にて市民からの意見聴取という試行についての工程は、議論、検討は6月29日から7月いっぱいの委員会で行う工程になっております。その後、委員会で議論を尽くされたと判断できれば、8月において議員協議会の開催に合わせて説明を行い同意を求める。そして、9月議会で公表の試行実施ということがあります。9月に試行します。ここで行うのは、賛否の各議員一人ひとりの対応を確認します。9月議会において。議会だよりへの掲載、これは11月発行になるかと思うのですが、11月1日発行予定の議会だよりへ掲載する。そして、11月の議会報告会を開催して、それについての市民の意見を聴取する。ここまでの試行実施ということであります。その後、それを踏まえて、議会

基本条例の作成へということになります。

ですから、試行実施というのは、1つは委員会のあり方、議論を深める、あるいは討議、委員間討議等の取り組みを9月議会で実施するということと、対応の公表については、9月議会の対応の公表を11月発行の議会だよりで掲載し、市民の意見を聴取するということまでがそれぞれの試行実施です。

なぜ試行実施かということですが、条例制定がなされておられませんので、条例制定をすれば、それで試行実施なしで実行できるんですけども、条例をつくっていくということにこだわらずに、やっぱり実効性のある内容を確認するということでもあります。こういう認識で、皆さん議論を進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 それでは、議事に従って進めます。

1番の議会基本条例の理念について。これについては、前回で委員長案ということもありましたが、やはり委員長案ということになりますと、私個人の意見でございますし、各委員さんの御意見、考えもあろうかと思えます。それで、私、委員長になりまして第1回の5月12日のときに、皆様方にいろいろと意見を言っていました。1つは、地方議会不要論という話がありますが、南あわじ市議会についてどう思うかということと。もう1つは、議会改革について皆様方どういうふうにご考えておられるかということをお聞きしました。ですから、その中に皆様方の思う理念も入っておろうかと思えます。ですから、私の理念というよりも皆様方の理念を出し合って、南あわじ市議会の目指す理念を求めていきたいというふうにご考えております。そういうことで、皆様方に御意見をお聞きするんですけども、蛭子委員については、前回の委員会である程度理念、蛭子委員の思うような理念が言われておりましたので、議会の役割とは何かとかいうような、そういう疑問形式なんですけども、それとか議会のあり方とか、そういう単語あるいは短い文章で出し合って、それを議論して委員会ですべて進めたいというふうにご考えております。そのような進め方にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 それでは、どうでしょうか。前回の委員会で、皆様方が発表された議事録を集約したやつがあるんですが、こちらからこの項目について提案させていただいて、御意見を伺うという形にしましょうかね。一人ひとりということになりますと、いろいろと発言もしにくいというふうに思います。

1つには、議会報告会のような形で、市民の声を聞くという場が、昨年度は行いました

けども、あるという意見の方がおられます。例えば、昨年度議会報告会というような形で市民の声を聞くという場を設けていく必要がある。あるいは、市民に開かれた議会。市民にもう少し溶け込んでいく。あるいは、市民との対話。やはり市民との情報交換。議会と市民の会（議会報告会）ということであります。こういう文言が皆様方の意見から出ております。ですから、議会報告会に限ってしまうとあれなんですけども、市民に開かれた議会、情報公開という点についての意見が多かったと思うので、この点について皆様方の意見をお聞きしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 情報公開も一つのあり方であると思うんですが、そもそもこの地方議会とは何かというところなんですけれども、これは議員必携などにもよく書かれているし、一番強調されていますのは、地方自治体というのは地方の政府というふうに考えたときに、この政府の民主制というのは一体どういうものなのかといわれたときに、議院内閣制ではなくて二元代表制であるということが、これは地方自治体、地方政府の一番大きな特徴であるということであると思いますので、そうした地方の政府として、これは住民の代表として、市長とともに、首長とともに、この地方の二元代表民主制度これを担う、市長とともに担うというのがこれが議会であるというような考え方というのできるのではないかと思います。そこから物事は出発するのではないかと。つまり、市長と首長と対等に、この政府制度を代表するのが議会であるという言い方が出発点にあって、そこから次の役割というのが出てくるのではないかというふうに思っておるんですが。ですから、そもそもの地方議会とは何かということをまずうたっておく必要があるのではないかと。そのあたりの確認をまず前提としてしておくことが大事ではないかというふうに今思っております。

○久米啓右委員長 地方議会の根本、根幹ということではありますが、ほかに何か委員さん御意見ございましたら。

議長。

○阿部計一議長 地方議員の使命というのは、それぞれ議員によっていろいろな思いがあると思う。私は、地方議員に一番求められとるのは専門的な知識、平たく言うたら住民の意識というかね、そういうものをくみ上げて、今この地域を変える熱意というか、センスというかそういうもんやと思う。ただ、それが必ずしも、二元代表制ですから、首長の権限というのは相違もあるんで、必ずそれが、自分が思ったことがくみ上げられるとは限らんけども、要はそういう住民の意識をいかにくみ上げて、執行部に議会で発言して、それができる限り実現できるようにするというのが議員の一番の使命ではないかと。私はそ

んなふうに思います。

○久米啓右委員長 今、争点というんですか、議論のフォーカスは議会の、市民に開かれた議会、情報公開、あるいは対話というような、市民と議員との関係を少し考えていただければと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 情報公開というのは必要なことだと。これは、議会の理念、議会というものは何かということの次に来る問題として、やはり住民の付託にこたえる議会にということから考えたときに、住民がそしたら議会を評価する、あるいは市政を評価する、こういうことがなければ、住民が付託したものにしっかり議会が答えてるかどうか、その内容が公開をされないと住民が知ることができないと。やはり、住民監視あるいは住民参加、こういうことの前提に情報公開ということが常にあるんだろうなというふうに思うんですが。ですから、議会が民主的であるためには、それはやはり情報はしっかりと住民に提供されて、その住民の期待や願いに議会がしっかり、それぞれ議員が答えているか、また議員の総意としての議会が、住民の願いやあるいはさまざまな行政上の問題点に対してチェック機能を果たしているのかどうなのか、こういったことが伝えられる情報提供がなければ、そもそもの土台というものが崩れていくのではないのかなと、一番大事なポイントではないかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 理念というのは、もっと一番上に来る話であって、例えば開かれた議会とか、情報公開とか、あるいはもっともっと政策提言せなあかんとかいう話はどっちかというたら目標的な話で、理念というのは、それこそ最終的には市民の福祉とか、それにつながるようなことを、もちろん二元代表制という言葉も入ってくると思うんですけど、それなりの議会の責務を果たすということは、何かそういうものが上にあって、実際の目標、目的というか、何かそういうところでもう少しブレイクダウンされてきて、それを実現するためにやってるんで、戦略的な話とかあるいは戦術的な話とか、もうちょっと細かい話をもって、何か理念というてしまうとどの辺のところまでを理念として話をすればいいのか、という感じがちょっとしてるんで、今の話はちょっと、もちろんそれは理念といえれば理念かもわからんですけどね。ちょっとそこ、もう一段階おいたほうが整理しやすいかなという気はちょっとするんですけど、その辺どうでしょうかね。目標というか、目的というか、何かそういうのがもう一つあって、さらにそれを今度は実現するためにこういうふうな考え方で進めるとか、こういうやり方にするとか、何かそういう感じ。それこそ前

みたいに、アメリカは国家理念というのは世界の警察官とかね、そういう一言ですむような話があればね。それぞれ、中東とか何かで起こってるやつについては、また違う次元の話でのレベルの話が来るのかなという気はちょっとするんです。ちょっと、理念という言葉で何をどう話していいのかちょっとわかりにくい感じがちょっとして、ちょっとその辺感じだけで言いました。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 理念って、それは我々も古い人間なんでね、さっき言うた、地方議員の使命というのは理念の中の一つやと思うんや。そんな難しいに、理念とか何とかという、それは確かに耳障りのいいことなんですけど、さらに議員とは何かということをやっていくことが私は理念やと思うんよな。我々も、20何年もそういう形で議会活動をやってきて、理念を語れなんてこというてもよう語らんし、やっぱりそういうことがまず、何ぼ議員が頑張るとてもなかなか、やっぱり首長と対等にいこうと思ったら、常に議員ががっちりスクラム組まなんだら対抗していかれへん。そんなら、執行部はそれを崩すためにかかるとるようなことで、それはやっぱりなかなか理想にはいかんけども、やっぱり自分信念持ってやりよると、それが一つでも実現していくというか。だから、議員の使命、わし言いつたのは、議員の使命ということは理念の一つやなと私はそない思うんですけどね、あんまり難しく考えんほうがええんじゃないかなとも思います。

○久米啓右委員長 私も簡単に、簡単にと言うたらちょっと語弊がありますけども、理念となると言葉もちょっと抽象的なんで、考えにくいかなと思うんですけども、目標に少し近づけて考えていってもええん違うかなとそう思ってますし、それが目標でもう少し理念に近い言葉に変えていくというような話が出てきてから進めていけばええかなと思ったりするんですけども、これはもう自由に、目標であつてもええかなと思います。意見として出していただければね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、今の情報公開というのも、いろいろこれまでも議論もありましたし、議員として何をするのか、何が大事なのかというようなことというのは、議会の基本にかかわることになるんだろうなと思うんですが。情報公開というのは、前にも指摘しましたように一つのパーツ、議会改革のパーツの部分であって、柏木委員がおっしゃったように、その全体のあるところが大事ではないかというのは、それはもう私もそういうふうに思ってるわけですが、委員長の進め方としてそのパーツの部分も少し出してやって、そこから上に上がっていく昇華型とでもいうのか、上向型とでもいうのか、そういう

ものをいろいろ出し合いながら、理念をまとめていこうというような手法で臨んでおられるようですので、それぞれについて大事なことは何かということ発言をしたつもりなんですけども。ですから、まず最初の理念というこういう部分から下降的に議論していく方法と、いろいろなパーツパーツのところの議論を積み重ねて、上向的にいく手法と2つあると思うので、それは委員長の運営の仕方に添って進めればいいかなというように思いますので、情報公開なりの考え方についてもっと深めて、議論をしていくというのも一つのやり方としてあり得るのかなと思います。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、理念とかいろいろ出とんねんけど、この今の話し合い、議論というのは、議会基本条例を具体化していく上で、私自身の解釈というたら、どこに反映してくるかというたら前文だろうと思うねんな。理念的なものは全部。というのは、我々こんだけの人数で話し合いをしてるときに、話し合いというのは何もないときで理念についても言えって一番言いにくいよ。例えば、子供が授業するときには教科書あるでしょ、あれ一つのたたき台なんよ。あれをもとにいろんなイメージを膨らましていく材料なんやな。だから、こういう議論をするときっていうのは、私もこの前ちらっと委員長にお願いしたと思うんやけども、何らかのたたき台があって、我々も2年間議論してきとんねやから、それを踏まえて一つの前文めいたものを、たたき台をどんな形にしろ出していただいてそれをもとに深めていくと。そんなやり方だったら皆意見を言いやすい。私はいざ意見言えたら、理念について語れっていうのは、なかなか頭がごちゃごちゃになってまとまれへんねやな。だから、何かその材料があって、それをもとに、これについて私はこない考えるというのは非常に自分なりに頭が働かせやすいんですよ。だから、そんな形でできたら会を進めていってほしいなというのが私の今の気持ちです。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 要するに、何か真剣に考えようとしたときに、今の話と同感なんですよ。例えば、企業でも全部理念あると思うんですよ。パナソニックならパナソニックの企業理念というのはもっと高いところの位置に来ると思うんです。実際には、それに対して企業の戦略とか、戦術とかの話で、海外にもっと拠点を置いてやるとか、何を指すとか、要するにもうちょっと具体的な戦略的な話がある。そこのところをうまく切り分けせんと、何か理念だけを語ろうというのはちょっと入りにくいなと思って。今の形で、蛭子委員の提案されたように、もう少し具体的な戦術的な話からでもね。何かそれをもう少し、じゃその企業の理念なら理念、議会の理念なら理念とかいうふうに目標とかね、何かそう

いう格好で最後は整理されていったほうが。

あるいは、もう一つ早い話にすれば、森上委員が言われたみたいに、たたき台的な、委員長が期待するのは申しわけないかもしれないですけど、議会の理念というのはこうだあって、あるいは企業目標はこうだ、具体的にはこういう戦術でという、何かそういうたたき台があったらより議論しやすいなというのが率直な印象です。ちょっとなかなか、頭からいくのはちょっとしんどいなという感じがしとんですけど。あるいは、もっとレベルのことも言えといったらまた言いようもあるんです。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 理念については、これはほかの先例もたくさんあることですし、恐らく目指すべきところはどこの市でも変わらへんと思うんですね。ですから、そこらの先に基本条例をつくられとるとこの理念を参考にしながら、南あわじ市独自のものをちょっと織り込むぐらいの考え方で検討していくんが一番いいんじゃないかと思うんです。恐らく、皆場所が変わっても、皆思いは恐らく変わらないと思うんで、そういうような格好でいったらどうかと思います。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕は、今の廣内委員さんの意見と同じで、大体この理念っていうのは、そないとてつもない南あわじ市独自っていうようなのではないと思うんです。大体皆同じやと思います。ただ僕は、一つはやっぱり言葉として言えるのは、市民の福祉向上というのは絶対必要ではないかなと。先ほど、情報公開にしる、二元代表制にしる、そのもとは何かというのは、市民が暮らしやすい、市民がこの町に住んでええなと、こうしてもらえる市をつくりたいというのが皆さんの意見やろうと思いますんで、となってくると市民の福祉向上というのを一つの目安にして、それに対してみんながいろいろな意見あると思うんで、どうすれば市民の福祉向上に貢献できるかということで、こうしたらいい、ああしたらいいというような意見が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、これはどうでしょうか。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 確かに、基本条例とかいろいろとええことばっかし決めよんやけど、我々議員はお互いに、執行の市長そのものは選挙戦こうて、自分の考えの中で戦って一応行政を預かっとなると。我々は20人、南あわじ市は20人がそれぞれの考え方で市民に選

ばれてきとる。そういった中で、今、議会は何をすべきかとそんなこと言われても、要はまちづくりとか、市民のためにということでわかっとる。それを、あえてこの基本条例とかいろいろなことを決めて、これだれのためにこういったことをしよんのか、自分自身のためにしよるんか、自分自身がこれ常識論でわかってるやつをこれをわざわざ決めるということでしたな。これ、結局議会そのものの今の20人、南あわじ市の議会そのものがそういった体制にもなっとらんのに、そういった壁の上塗りをきれいにしてしまうと。それで、対市民市民と言われとんねんな。まず私は、そういった議長1年間して、議会報告会も出席させてもうたけど、議会報告会でもめっちゃめっちゃですわな、これ個人の意見。議会と市民という何ができとらんわな。そやから、やっぱり市民の中にも支援者が反対、また議会もやっぱりそういったこと、今後のことで自分自身をPRするために意見を言うてしまうと。そこに統一した見解なんか一つもできとらんわな。対議会と市民という場合は、これは統一した見解でなかったらあかんわけやろこれは、はっきり言うたら、意見を。そういったことができとらんのに、足元の何が出来とらんのに、こういったことを先々先と上塗りばかりして行って、我々はついていかれへんねん、我々の時代の人間はな。もう少し現実的なことを、やっぱりもう少し決めていくと、そして実行していった中で順番にそういったことを深めていくということにならんと。先に、もう前へ進んでスタートダッシュからすぐ決勝点へ行くという、ちょっと最近だれのために議会改革しよんのか、私はちょっとこの意味がわからんねん。どうですか、委員長。これ、やっぱり我々は年の功で、どうですか。

○久米啓右委員長 私に質問がきましたので。私は、議会改革で、ここで議論して考えるということが非常に大事なことです。結局、議員必携等書かれて、何も決めなくてもこれに添っていけば我々の使命、市民の期待に応えられると思うんですね。ですが、市民に開かれてないとか、そういう批判等があるということになってくると、やはり議会としても何かのアクションを起こさないといけないということで、そのアクションを最終的には議会基本条例制定という形になるんかと思うんですが。その過程で、古参議員さんも、我々新人議員もですね、ともに議会改革とはどういうことかということ、原点に戻って議論することが非常に大事ななと思ってます。その成果としては、やはり何も成果がないということだと、むだな時間を過ごしたかということになってしまうんで、その成果物としては、やはり議会基本条例制定してやっておりますというのを、やはり市民向けには発表しないといけないというふうな考えです。

川上委員。

○川上 命委員 それは委員長の考えで、基本条例確かにええことよ。これは、自分自身の認識させるためにも、議会議員としてやっぱり進むべき道を間違うたらいかんさかい、

基本条例を読みもって、そういった枠の中で、ある程度議会としての品位を保ちつつ、これは市民に対して仕事していったらええわ。

しかしながら、今そういったことが、果たしてこういうことを決めた以上は守らな、ある程度守っていかんなん。しかし今までの申し合わせ事項がある中で、守れんような議会の中でそんなことが守れるけ。どうですか。

○久米啓右委員長 守れる、守ってなかったという問題は、その基本条例が絵に描いたもちになってしまうかということなんですけども、それは守っていかないといけないと、当然。我々時間かけて討議して、そういう成果物を出したということになってくると、やはり守っていただくと。そして、そういう意識を持っていただくというのが、議員の責務やと思ってます。

川上委員。

○川上 命委員 それを聞いたかった。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 進め方を言っとるんですよ、私は。だからね、あんまり当たり前でしょ。理念というのは、市民の幸福やとか、安全やとか、話がそなん。どんな会社でも国でもどこでも出てくるんです。そんなことを議論しても仕方ないじゃないかと。もうちょっと具体的な話から、やるんだったらやるという方向を示してもうたらまた話の出しようもあるんで。当然、福祉の向上みんながやらないかん、それはもう理念だと思うんですよ。だから、そこんところの筋道さえやってもうたらと思って。理念からといわれたら、ちょっとなかなか入りにくいということを言ってるんです。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 一番最初の基本条例が一応栗山町かなと、その前にニセコ町のまちづくり条例みたいなのがあったみたいなんですけども、自治条例みたいなのがあったみたいなんですけども、その中で栗山町の場合は、前文のところに理念を書いてあるわけやけども、要約すると討論の広場というのが、議会というのは討論の広場であるというふうに書いてあったように思います。それを実現するために何が必要かということで、パーツとして情報公開であったり、討論会であったりいろいろなものを、必要最小限のものはその条例の中に盛り込んで、後戻りしないようにしたと。ただ、あそこの場合は、事前にいろいろなことを実証した上で、何年かかけて実証したあとでその条例を成立させたというふう

いてますんで、かなりそれを今度あとのところというか、京丹後市にしたって、伊賀市にしたって、やはり参考にしてつくったなというイメージ持ってますんで、もう一回栗山町あたりの一番条文もあんまりたくさんないですし、すっきりしたようなイメージがあるんで、そこら辺のやつをちょっと参考にして、最初にやっぱり理念としてそういう討論の広場であるというのが、私は理念としては、大分古い話ですけど、ふさわしいんでないかなというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 何かほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その理念の部分をずっと議論していくんですか。それとも、そのさっき言うたパーツパーツの話の議論進めていくのか、どちらでいくんですか。

○久米啓右委員長 絞りきるとちょっと考えにくいんで、そらパーツ部分も出し合ってもいいと思います。先ほど言われたように、討議の場というのを考えると、パーツとしてはいろんなことがいろいろ考えられますけどね。そういうのを出し合った中で、これはこの理念の一つの手法だというようなことは、最終的に集約できるかなと思うんですね。だから、余り絞り込まずに、自由な意見を出していただいたほうが、私としては最終的に理念を決めるのに決めやすいかなと思うんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、現実と理念ということがあると思うんですね。理念というのは、常に現実と対立するものであるというふうに僕は思っております。その現実を、理念のほうに近づけていくというのが運動であろうというふうに思っ取るわけですが。先ほど、これはおこがましいんですが、議長が絶対的権限が市長にあるというような考え方で、そして議会が対抗しようとするばまとまらなあかんというような、そのまとめは難しいので、なかなかその二代表というこういう対等関係をつくるのは難しいというような、これは経験則の話で、つまり現実的な話やというふうに受けとめたわけなんです。現実はいこうであるというね。しかし、現実はいこうであったとしても、この二代表の基本的な考え方、この中心部分は我々旗をおろす必要はないと。議会としては、この旗を掲げていく必要があると。その現実として、市長の権限絶対的に強くて、議会の主張は通らないという現実があるにしても、それを理念に近づけていくというのが議会活動であろうというふうに思っておりますので、その一番冒頭に申し上げましたように、この地方自治体というのは地方の政府であると。政府を代表するのは必ずしも市長だけではない、議会も代表するんだと。こういう立場というのを、やはり高く掲げていくっていうことが、議会改

革の一番基本に据えられるべきものでないかなというふうに思っております。ですから、基本の中に入れるのであれば、このことはまず第一に確認をしておく必要があるというふうに思っております。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 二元代表で、どっちが絶対的に強いというふうに何かイメージがあるみたいですが、逆に言うと、条例であるいは議会が議決せんことは、執行部は提案するだけですんで、提案して議会の承認をもらって実行するわけですから、議会が否決したら、執行部はというか市長は何もできないと。だから、どっちかという、どっちが強いんやというて究極で考えたら、やっぱり議会の議決のほうが上にあると思うんです。

ただ、今の政府見ててもそうですけど、やっぱりきちっとした議案を出してきて、きちっとして通していく。だから、その審議の過程とか、さっき討論の広場言いましたけども、そういうものが見えてないので、住民からは何か言いなりになってる議会やというイメージを持たれとるかもしれませんけども、議会がしっかりと議論をして、執行部の提案したものを認めて、執行させていきよんやというふうにとらえられるようにするべきやと。議会の力としてはですね。議会としては、言いなりになつとるのと違くと、ちゃんと議論はしてますと。議論して、議会が議決したんで、執行部はそれをするができるんですという力関係やと思うんです。だから、おおむねのものはそれは当然通っていくと思うんです、ちゃんと専門の職員が一生懸命考えて提案してきて、相手プロですから、それを我々議会がチェックしてると。その過程がしっかりと見えるようにするというのが、二元代表がそういう役割を果たしとるということであって、単に批判して通らなければええとかそういうことではない。当然、議員提案とかも今からはしていかないかんということになっていくと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことだろうと思うんです。議会として、襟を正していくというのか、しっかりと胸をはっていくというのか、こういう姿勢が大事であろうということをお願いただけで、ベテランになるわね、議長、申しわけないんですけども、それはいろいろいうても市長にはかなわんというような、そういうことではないということの確認をしておけばいいんじゃないかなと思うんです。原口委員おっしゃったようなことだと思いますけども。そのあたりが、やはり長いこと経験則というか、経験があればあるほど、理想と現実のギャップの中で現実的に動いてしまう、あるいは現実を受け入れるだけになる傾向というのが出やすいというのか、現実病とでもいうのか、こういうものがあって、

理念というのはもうちょっと高く掲げられたものであるというふうに思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 今、蛭子委員言われたんやけど、私は何も首長に屈しとんの違うで。それは、私も選挙やから、議員さん皆対等やと思う。ただ、我々はあくまでも20分の1であって、片ややはり5万人の大統領であるという意味で、それは基本的にいうたら、やっぱり住民の声をいかに執行部にいく、それは執行部に勝つときもあるし。ただ、現実見たら、これからそれは若い人はもうこういう会を立ち上げとんねんから、それは基本条例こしらえてやっていくべきやと思います。けど、現実にはこれまでの歴史を見ても、主な政策的な議員提案とか、そんなん一つでもありましたか。一切ないでしょ。そういうことができない。そやから、やっぱり何も執行部に屈しとるやいうそんなんでない。こっちは、執行部に遠慮も何もせん、言うべきことはどんどん言うていくし。ただ、現実的に執行部が出したもんはもうすべて通っていくと、これ議論を一生懸命やってるやん、やってるけど現実はそのような形に。けど、いろいろその中には反対の方がおって、それで通っていくということはこれは議会制民主主義の基本であって、議論は尽くされておると思うんやな。そやから、これは委員長、せっかくできたもんやから、それは前へ向いてこしらえていったらええと思うけど、あんまり窮屈に理念理念っていう、余り振りかぶって考えんと、ずっと原口委員長から委員長も継がれてやって、2人は熱心やし、それぞれの理念をお持ちやと思うんで、一つ2人で考えていただいて簡単な、これは先ほど副委員長も住民福祉を、これはもう当然議員というのはそれが目的やし、福祉の向上、地域の発展のためにやるという。そんなん、あんまり窮屈に考えんと、その理念というものを一回両委員長で考えてもうたらええなと思うんで。ただ、ここで理念について議論しても、これはなかなか出てこんと思うわ。せっかくずっと順番にいきよるし、やっぱりそれを進めていくべきやと思います。蛭子委員、私は何にも執行部には負けてませんので、一つ。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、今進め方のことを言っとるんですよ。だから、それじゃあ議会のあるべき論、議員のあるべき論言うんだったら、それはそれで言いましょになって、またそれなりの議会はこうあるべきだと言えるんですけど。だから、今そういう話じゃなくて理念ということで。私は、やっぱりそういう話は本当に、今、議長なり廣内委員言われたみたいだね、そんなに変わらんとするんですよ。だから、あくまでやっぱり我々が決めたいというのは、南あわじ市の議会、あるいは議員の行動指針だと思うんです。どう動くんか、議会としてどう動くんか、そういったことのある程度の、その中にはそれこそ政策

提案をせないかんとかいう話が出てくるし、開かれた議会のために報告会をせないかんと
いう行動指針的な話をやるんが、もっと具体的な話になってくると思うんで、今その上のほ
うの話でやるのは私はこれはあんまり。それは、出せといたら、あるべき論というのは
いろいろあるかもわからんですけどね、それはあんまり議論して時間かけても、どっかか
らぽっと持ってきたらそれで、ひな形があったらそれに対して議論すればすむ話じゃない
かとちょっと思うんですけどね。進め方の話です。

○久米啓右委員長 ほかありますか。

森上委員。

○森上祐治委員 大体、話が前へ進んできた感じがするんです。私も、先ほど議長がお
っしゃったように、もう2年もずっと議論してきたんですから。何か、ちょっと今ごろ理
念何や何やというようなことはね、森を見ずに木だけずっと見ていろいろ我々議論してき
たんではないんですよ。だから、2年間の議論を踏まえて、私さっきたたき台云々と言う
たんは、もうええかげん、ええかげんというのはおかしいけども、この工程表を逆算した
ら、この時期だったらもうまとめの段階。特に、理念というのはやっぱり理想やから、
我々それぞれ思いで議論してきた、だからもう何かそういうまとめの段階、たたき台をだ
れかに、具体的には議長は「前委員長と今の委員長と2人で考えてくれや」と、わしもそ
れでええと思うんやね。その辺でちょっとたたき出していただいて、それで一応前文めい
たもの、一応の案をつくって、そのことでざっと進めてはどうかなと思うんですが、ちょ
っと足かせするようで申しわけないけども。

○久米啓右委員長 もう2年も討議されたんで、どんどん理念が出るかなと思ったんで
すが、何も。原口前委員長の討議の広場というような、少し私の意見も述べさせていただ
きますと、結局二元代表制ということだと、議会と執行部との討議の場であるというこ
とですね。それに基づいて、提案された議案が議決されていくと。結果として、賛成が多
数で議決されていくという形になっていく場合が多いんですが、それはいろいろ審議した
り、委員会でのことですが審議したり、また本会議でも討論とか行って、提案内容につい
て我々としては非常に議論を行っているという意識皆さん持ってると思うんですね。直接
発言しなくても、自分で判断されたとかいうこと。ですから、我々の使命としては果たし
ているが、それが理念の結びつく一つのヒントなんですけども、それを今度は市民がどう
受けとめてるかという情報公開がうまくなされているか。というのは、市民のために、執
行部も議員も市民の福祉、あるいは市民のために議論したりしておる、皆さんそう思いま
す。ですから、そういうことを市民の人に伝えるというのも一つの方法であるというふう
な気がしてます。ですから、議論をする、議論の場であるということと、やはり我々の仕

事を市民にしっかりと見てもらうというのが2つの柱ではないかなというふうに私は考えております。

原口前委員長の意見もお聞きしたいんですが、お願いします。

○原口育大委員 今、議長が言われたように、議論をして、十分議論をして結論を出して、議会の意志として執行部が執行しよるわけですから、その過程をよく言われるのが、「議会の見える化」という言葉が最近よく出てくるんですけど、やっぱりそれやと思うんですよ。基本条例というのは、それを担保するパーツパーツをどういうふうに配置するかやと思う。だから、私のときにやってきたというのは、もうできるだけ多くのパーツを一つずつ点検はしたと思います。ただ、それを、今、久米委員長になって、工程表をつくっていただいて、重要なものをまず試行するとかいうような工程つくってくれて、それで実行に移していこうとしよるんやから、僕は今のやり方でええと思うんですね。きょうのうちにでも、できたら理念という部分はもう今回出して、もうそれが終わって次へいくぐらいの感じでやれたらなというふうに思いますから、そういう意味では、もしよかったら休憩中にでも理念の部分をまた相談して、提案させてもらってもええんかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、現委員長と前委員長、立派な意見言っていただきました。これを、今、休憩中にとおっしゃってましたけど、そんなんでもなしに次でもええと思うねん。一応、こういう思いは皆同じようなもんやな。だから、どういう文言につくっていくかと、前文なら前文を。だから、またどっかで申しわけないねんけども、お二人さん集まって、片一方が案つくってきて、それを双方で検討していただいて、次の委員会に出していただくとかね、そんなんでも進めていかれたらどうかなと。非常に、我々一人ひとり、自分も自負しとんですけども、そういう議会改革特別委員会に参加して、いろいろ勉強させてもらってるのはすばらしいことやなと思とんねん。皆思とんので、それを踏まえて理念をお二人でつくって、案をつくっていただいて、それを出してもらうということでどうですか。

○久米啓右委員長 それでは、工程表でも一応8月中に理念の作成という工程になっておりますし、私と原口前委員長が申し上げたことの方角でよいという皆さんの意見のようなので、それで進めさせていただきます。

暫時休憩します。

14時再開とします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時00分)

○久米啓右委員長 再開いたします。

それでは、議事を進めます。

2番の、試行実施分（賛否の公表）について、前回の7月6日の委員会で、議論がまだ尽くされてないということでございますので、これについて御協議願いたいと思います。

基本的には、先ほどの最初の工程表で説明しましたとおりの工程でいきますということです。項目の1つ目の、賛否の確認方法について、これは書いてあるとおり、採決時議場において事務局職員が各議員の対応を確認する。広報掲載前に、広報広聴委員会で各議員に確認する。補助確認ツールとして、インターネット映像を使用する。これは、対応が異なる場合にツールとして使うということで、これはこういう確認ができておりますのでお願いします。

次に、9月議会の対応を確認して、それを11月1日発行の広報に掲載して、議会報告会で市民の意見を募るということで、多少意見が出ておりましたので、その辺についてももう少し議論を深めたいと思います。

廣内委員。

○廣内孝次委員 前回、原口委員が言ってましたけども、その意見が分かれたやつだけ掲載するというような方法のほうが、広報としてはほかの記事を載せることができるという勘定になるんでいいんじゃないかと思うんです。実際、この前も見本で見ましたけども、何か一覧表になって能がないような感じやね。一覧表でぼっと。そやから、南あわじ市としてはそこらをちょっと考慮して、ちょっと工夫したような勘定で広報に載せたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久米啓右委員長 掲載内容についての意見ですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの議員の賛成反対が、何か賛成反対がそれぞれ客観的に見られるということが基本にあって、出された議案に対して、出てるものと出てないものとあるというのはちょっといびつな感じがします。議会の基本的な、一番基本的な、また一番大事な点というのは、議案に対する態度というのが、議員の一番基本的で、一番大事なことになるんじゃないかと思うので、その分の情報公開、情報開示というのは、やはりすべてに渡ってするべきであると。基本は全部公開と。全部市民にわかる姿で提示をする

と、これが基本にあるべきやというふうに思います。その、何かを分かれたものだけ載せるというのは、何か非常に恣意的な感じがいたしますので、やはり客観的にすべてを公表すると、これが基本になるというふうに思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 要するに、載せないというんではないわけですね。一応、下へ何に関しては全員云々ということで、一言書いたらそれですむと思うんです。そやから、やはりどこの広報紙見ても何かこう一覧表で味気がない、こんないつまでも何遍も何遍も市民が見るかというたら恐らく見やへんやろうと。そういうふうに思いますんで、南あわじ市の広報としては、多少の工夫をしてもええんじゃないかと。そういう意味合いで、今言うだけです。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いつまでも見やへんというのは、それはあくまでも推測であって、こんな出すべきでないという声が出てきたら、そういう対応をしたらいいと思うんですけども。やはり、今、市民は知りたいということのほうが僕は大きいと思います。これまでも、何で公表しないのかと。賛成もあれば反対もあるやろうと。それら、一つ一つの議案に対しての対応ということでもありますので、一括して載せるというようなことになると、というよりはやっぱり繰り返しこんな議案が出されて、これに対してこうであったということを、いろいろな場所の中で提示をしていく、示していくということが、文字が語ってくれるわけなんで。一つ一つの説明をする以前に、情報はやっぱりしっかりと提供をしておく。そういう、残っていくということが大事だと思いますので、やはりどんな議案があったのか、その説明は繰り返す必要があると思いますし、またそれに対して態度がどうであったかということは示すべきであると。そんなものは市民は関心がないし、そんなものいらないというふうに思われるのはそれは自由ですけども、やはりその結果としてそんなんいらないという声が強くなれば、そのときの対応はしようと思えばできるんで。今、これまで出されてきた資料は、すべての議案について出されているというふうに思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、これ予定では8月に全員協議会開いて、賛否の公表について全部の合意を得るという話の段取りになってますよね。だから、私はまだ前回の議論の中で

は、氏名公表するかどうか、賛否を公表するかどうかについては、この委員会としての合意がまだ取れてないんじゃないかという気がまだ私はしとるんです。もう取れとるんだったら、今の方法論に入っていっていいと思うんですけどね。その辺をもう一度確認してもらったほうが、委員会としてはね。少なくとも、この委員会は全員一致で公表するという方向であるということだけ確認しないと、また全員協議会やったときに、そんなことないという話が出てくるとまずいで。その後で、公表をじゃあするとしたらどうするかという話だと思うんで、その辺をもう一度念押し的な意味で確認してもらったらと思うんですけどね。

○久米啓右委員長 大事なことです、委員会での意見の一致を、議論を尽くしてみとかないと説明がつかないということでございます。対応公表することについての、各委員さんの意見をお聞きしたいと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 この前の委員会でも意見を言わせていただいたんですけども、先ほどから出てるように公表すると、議員個々の態度を公表するということは皆大体賛成というようなことで、何らかの形でというような意見だったんじゃないかと思うんです。ただ、インターネットでは公表するとか、それから紙面の限られた議会だよりではどうするかと、その辺のまだ意見が分かれて結論が出てなかったような感じがするんですよ。だから、私個人はインターネットとか、市議会のホームページですかね、それはもう報告したらええと。議会も中継しとんですからね、それはもうそれでええと。ただ、紙面の限られた議会広報については、私も何回か編集委員をさせていただいた経験からして、非常に中身の濃い南あわじ市の広報はずっとやってきてると思うんですよ。だから、あれをとにかく全部一つ一つの、1ページなりページ使ってやるのはやっぱりもったいないなと。先ほど廣内委員おっしゃったように、やはりこういう議案が出たと、その中でこれ以外の議案はもうとにかく全員賛成だったというようなことでわかると思うねんな。何も全部出さんでもそれは市民もわかるとるはずやし、だから賛否の分かれた意見については、この議案、この議案、この議案でこういう結果になりましたと。これは別に不親切でも何でもないと思う。紙面全体バランスからいうて、ほかのあいたところを有効に使うということになるし、その辺を弾力的に考えていく必要があるんじゃないかなというふうな感じがいたします。

○久米啓右委員長 おおむね賛成はいただいてるということですが、その公表方法について、今、議論してくださいというようなことですよ。公表するについての御意見をもう少し伺いたいんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公表で、異議がある方というのはおられるんですか。ないんでしょ。もうないということでもいいんじゃない。委員長の考えで、大体皆ついていきよるということでもいいんじゃないんですか。

○久米啓右委員長 忌憚のない意見も述べておいていただきたいなと。

前委員長の報告で、確認の担保ということが言われてましたね。

原口委員。

○原口育大委員 だから、ちょっと僕は前回のことはもう記名投票のことだったんで、これとはレベルの違うことやと私は思ってたんで、あくまでもきちっと確認できたものは公表すべきやということなんです。公表するということについては、今の各委員見ると賛成でないかなと思いますし。ただ、森上委員言われたように、すべてを詳しく公表するような何か方法というのは、ホームページなんかにはちゃんと担保したらええん違いますかと。ただ、編集の中ではやっぱり紙面の都合もあるんで、ある程度は全会一致の分は、何かそういう全会一致でしたんでもう載せませんとかいうようなことと合わせて、議案についてはもう今の編集方針では全部載せるようにしてますから、そういう形でいいん違うかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 それでは、ここの委員会の意見として、議員の対応は公表するということで意見の一致を見てるという認識でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 それでは、その公表方法ですね、次ね。私、委員長案としては、議会広報という案を提案しておりますが、あとほかにもホームページ等ありますので、公表のツールというんですか、それについて、あるいは公表の範囲についての御意見をお伺いしたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 議会だよりに公表するについては、決まったということであれば、あとはこの委員会として、全議案掲載するのか、あるいは分かれた分だけ掲載するのか、それだけ決めてもらって、あとは広報委員会に任してもらったら、編集の中でやるということで。大きくだけは、どうなんやということだけは、ちょっとこの委員会で決めてもらっ

たらと思うんですけどね。結論を。

○久米啓右委員長 それは、全議案についてということと、あるいは意見分かれた議案についてという方向性だけ決めて。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 広報委員会に任せる前に、全員協議会なりで「試しでやりますよ」という了解取った上で、その中身も大体それでということやったら、広報委員会にお任せするということになる段取りにして。

○久米啓右委員長 もちろん、前段には全員協議会等での説明も必要かと思います。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、公表ということで、それを全部するのか一部にするのか、あるいは全会一致の分はもう全部省くのか、いろいろやり方ということで出ておりますが、私の考えとしては、やはりすべてを出すべきであるというふうには思います。

それは、試しでありますので、それはそれでどうだったかという評価もまた出てくるかもわかりませんが、やはりどうせやるならば分けることなく全部出すのが親切かなというふうに思います。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 私の言ってるのは、何も公表しないという話じゃないわけなんです。公表の仕方、要するに全会一致の分に関しては、下段にでもこういう項目に関しては全会一致でしたということを入れるんです。それで、すべての情報を公開するということに変わりはないわけですね。ですから、情報誌は議会を情報誌で見るか、広報紙で見るかの違いで大分違い出ると思うんですけども、やはり議会だよりという広報紙ですんで、紙面の都合も出てきますし、やはりこういう大きな一覧で出すよりは市民は目がいくんではないかと。情報に関しては、もうすべて公開するということに関しては変わりはないと。そういうような勘定で言うところなんです。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 資料として、前にいただいたもので、ナンバー２５の議会だよりですね。これの３ページに、議決結果一覧ということで出てるわけです。それで、これは議案

に対しての議決結果一覧ということですから、この部分であと議員名を入れればそれですむというような話になると思いますので、それは工夫かなと。それは、それこそ手法として広報広聴特別委員会で判断してもらって、やってもらって結構かというふうに思います。

○久米啓右委員長 全議案か、あるいは一部、一部といっても賛否の分かれたものについてということですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 25号が今度、これは平成22年11月1日発行の広報ですから、これが平成23年11月1日発行の広報の中で、ここに議員名が入ればそれで体裁は整うかなと思います。

○久米啓右委員長 廣内委員の意見は、提案議案については掲示する、それについては全会一致という表現でとどめるということです。一人ひとりの賛成反対の表示は省略するという考え方ですね。

廣内委員。

○廣内孝次委員 全会一致のやつに関してはですね。ただ、こういうのは表になるだけだったら、余り見ても何かなという感じでね。白丸ばかりある。黒丸ちょっとあるという感じにしか見ない。表だったらね。ですから、仕方に関しましては、いろいろな工夫を考えたらええん違うかなと思うわけです。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この、インターネットの議会のホームページと、この議会だよりというのは、性格は若干違うと思うんやね。さっき言うたように、私申し上げるように、紙面の限られてる議会だよりは、このここだったらこの真ん中辺全部全会一致ですよ。この紙面、このスペースを有効に使うというのは、我々何年も何回か編集してきた、委員務めてきた者としては、やっぱりこれもったいないなと。そんなんわかっということやと。この議案については全会一致だったと、ここでそれで終わりのことやねん。そしたら、もう一つこれだけ1ページの3分の2ぐらいは、もっとほかの議会の生々しい何かを入れるというような、それが広報の工夫になってくるんじゃないかなと思うんやけど。私、廣内委員の意見に賛成です。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 これを採用してやるとなりますと、議長としてなるべく目測で、現状の起立ではちょっと見にくい。これは局長も見えていかないので、例えば1、2、3、4、5秒ぐらいの間ぐらい立ってくれとったら、これは全会一致やったら私も全会一致で議決するし、座ってる人もおれば、反対の人おったら、これは賛成多数でという形でいけると。もし、今言いよるような、廣内委員が言われるようなのであれば、もう全会一致と議長が宣告した部分についてはもう全会一致でやるというような。そういう方法取るんであればやで。

ただ、お願いしとったのは、やっぱり事務局も目で確認せんなんから、やっぱり今の現状の「起立願います」の立ち方では、これは座っとったんや、立っとんのやわからんような議員もかなりおるので、やっぱりそういうことも議員協議会できっちり。やるからには、やっぱり徹底してほしいと思います。そなん、座っとんのや立っとんのやわからんような議員も多数おんねん。それで、終わってから立ったりしよるのもおるし。本当ですよ。そやから、これは議長の横におるけんど、その辺もきちっとせなんだら確認はしにくい、事務局も。その辺も一つ、そういうことを試行してやるからには、全員協議会にでも徹底して、なるべくはっきりしてほしいという。これは要望やで。あんまりきついこと言いよったら怒られる。

○久米啓右委員長 それは、議員協議会のときにはしっかりと要望しておきたいというふうに思ってます。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 すいません、事務局のほうにお聞きしますけども、採決のとき、御起立くださいと立ってもらいますよね。議長が、御着席くださいと言入れると、確認できるまでね、議長が。確認できたので、御着席くださいと言うた時点で座るというような形は入れられないんですか。御起立くださいと言うたら勝手に立って。

○久米啓右委員長 賛否確認は、方法は決まってるんですけども、議員協議会でいろいろ意見をお聞きして、やはり皆さんの態度公表の意識改革を少し。どなたがそんなんか、ちょっと前のほうやからわからへんけんど。

事務局。

○次長（阿閉裕美） 先ほどの、熊田委員さんの、着席くださいとかいうふうな文言を入れられるかどうかということですけども、それは可能かと思います。ただ、議長が起立願いますと言うて起立していただいたあと、皆さん着席したあとで、議長が起立多数です、

少数ですというふうな宣告をしております。だから、その宣告前に、そういう文言を一言議長の次第書のほうに加えることは可能かと思います。ただもう一つ方法としては、これはちょっと適当かどうかかわからないんですけども、議長が宣告を終わるまで立っと思ってもらうという、多数少数という宣告をしたあとで、着席してもらうというふうな申し合わせも可能かなというふうには思います。

○久米啓右委員長 これについては、各議員に態度の公表をしっかりとさせていただくということも。議長言われたように、議員協議会等で。

今、分かれてるのが、議案すべてについて各議員個人の対応表を出す。もう一つは、全会一致の分については議案の表示のみで、それについては省略するという二つの意見が出ております。これは、今、資料いただいたんですが、会津若松市の広報の各議案の対応表について出ております。これを参考として、各委員さんにお配りしたいと思います。事務局、お願いします。

これは、左のページには、提案された議案すべてが掲示されておりまして、その中で、薄いですけども網かけが入ってます。例えば、3番の一般会計予算、あるいは陳情の2番、3番、4番。これについて、網かけが入っておりまして、その4つの議案について、右のページの議員の対応を表示しております。この4つの議案については賛否が分かれたが、それ以外については全会一致であるという意味でいいですね、これね。これ、廣内委員の提案の内容で、こういう形をとということなんですか。これまで、南あわじ市議会だよりでも、提案議案はすべて載せておりましたので、余り重複しないような形が、大事な紙面ですのでもええかなと思うんですけども。その辺について、もう少し御意見をお伺いしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 対応を一々させるのは難しいなというのが、見た感じの印象ですけどね。なかなか、一覧表でぱっと出るほうが視覚的には入りやすいかなという印象です。

その、議案第3号、第2号というようなことであるわけです。その網かけが見えないので、余計そう思うのかもわからないですけども。対応させるのが、ちょっと一手間かかるなという感じですね。

○久米啓右委員長 3月の定例会となっておりますけども、予算案があるんで、たくさん議案が出ておるんですね。かなり紙面を占領してます。3月、あるいは9月議会は提案議案が多いんで、それはもう致し方ないと思うんですが。これを、全議案について、委員一人ひとりの対応を公表しようと思えば、これだけ全部いるのかな。

前回の委員会でお配りした資料も合わせて、御検討いただきたいのですが。伊賀市の、

少しわかりにくいんかなと、私の印象です。全、あるいは「反」とかであるので、反対された方の委員だけを挙げておって、賛成者については何も挙げてないですね。可決された分についてね。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私の意見でいきます。例えば、小松島市でしたら、これ10何ぼの議案だけだったんで、こんな紙面3分の2ぐらいで入って全部やってます。ただ、このもしかしてその議案が多いときにね、多いときになると、それこそ廣内委員言われたように、白丸ばかりがずらっという感じの紙面になってしまう心配があります。従って私は、これ以外の案件は、9ページのところで全会一致で可決とされていますということを一言入れて、2月定例会賛否一覧ということで、これで氏名がきっちり公表されてると私は、要するに紙面的に見たらね。これのほうを読みやすさがあるんじゃないかと私は思うんですけど、私の意見です。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕も、先ほど配っていただいたほうが、逆にインパクトがあるのかなと。この議員が、この議案に対して反対したっていうのがわかりやすいなという思いがいたします。こんなんずっと大きく書いてあって、黒丸で塗ってあって、これがどの議員がどの議案に反対したかというのは、こちらのほうがわかりやすいんじゃないかとは思っています。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 例えば、すべての議案について、個人の賛否がわかるように掲載するということまでにしておいていただいて、載せ方というのは、編集というか、広報に一任したらええと思うんやね。だから、これ今言うてる会津若松市の方法であれ、小松島市の方法であれ、どっちも個人の賛否はすべてわかるわけなんで、全会一致を省こうと載せようと、そのときの議案の数とかいろいろあると思うんで、これは広報に任せてええん違うかなと思いますけど。

ホームページは、一つの統一したもんで、スペースは十分あるんで、全部載つけるというようなことでやられてもええん違うかなという、一つの様式としてね。あとで集計とかできるぐらいに、ずっと統一した様式でやられてもええん違うかなと思いますけど、広報紙はやっぱり紙面の編集というのはある程度任せるべきやと思います。

○久米啓右委員長 原口委員の意見は、紙面等考慮しなければならないということなので、各議員の対応は必ずわかるようにはすると。ただ、表の白丸あるいは黒丸の表示について、すべて掲載はしなくてもいいんじゃないかと。会津若松市方式で、各議員の対応はすべて読み取れるというような意見だと思うんです。

たくさん意見が分かれた議案があれば、結局それだけ紙面を使わなあかんということで、それはもう仕方ないということなんですけども。全会一致部分が多い、あるいは少ないというのは議会によって違いますということで、紙面構成上のことも考えると、ある程度広報広聴委員会にお任せしてもいいのではないかという考えなんですけども。

事務局から。

○議会事務局（垣 光弘） そうしたら、ホームページの公表の仕方についても、事務局でなかなか進めていくことができないので、どこかの場で決定していただけたらと思います。

○久米啓右委員長 ホームページに関しては、原口委員はすべての議案の対応は掲載できるんじゃないかという意見だったと思います。紙面の都合というのがないので、全議案に対しての対応の公表は、ホームページの場合は公表するという考え方でいいんですか、皆さんの御意見。

原口委員。

○原口育大委員 さっき、まず事務局が確認して、議員に確認してもらうと言うてたんですけど、それはこの星取り表みたいな一覧になるん違うかなと僕は思ってるんですけどね。そしたら、それをそのまま全部について確認した表が議員に渡ると思うんで、それと同じものを張りつけていったらいいん違うかなというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 ホームページは、各議員の対応はすべて掲載するという考え方は。広報に掲載をするということまで、広報の掲載方法について、今、検討していただいておりますんですけども、9月議会の結果を広報に掲載するかどうか、はっきりと意思確認をしておきたいと思います。現時点では、ホームページに掲載するにとどめるか、11月1日発行予定の議会だよりに掲載するかというところで、まだそこまで皆さん意見一致まで見られてないと思います。前回の委員会でも、多少その辺が少し終わりごろに論議があったと思います。それを先に確認したいと思います。よろしい。

それでは、確認したいと思います。公表については、議会だより、11月1日の発行で行う。そして、公表の方法については、原口委員の提案されたA案、A案というのはこれなんですけど、すべての委員の態度がわかるようにはしますが、全会一致部分については省

略してはどうかと。それで、委員会に任すということです。

そしたら、その対応公表についての協議は以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 次に、議員協議会で、対応の公表について議員の同意をいただかなあかんということでございます。これについては、まだちょっと予定は聞いてないんですが、議員協議会の開催予定というのはあるんですかね。

事務局。

○次長（阿閉裕美） 8月1日に、庁舎の特別委員会があるんで、全員の議員さんが集まっていただくようなことになりますが。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 確認の方法をやっぱり一つ。先ほど次長が言われとったように、御着席くださいというのは、これはちょっと不自然。例えば、賛成の方の起立を求めますと言うて賛成多数と、だれかが反対の方がおれば、その声を聞くまで立っといていただくという方法が一番確実性があるんじゃないかなと。その点も諮ってください。それでなかったら。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その点を、議会運営委員会でしっかり確認してもらって、議員協議会で了解を得た上で、次期議運で確認し、また繰り返し確認をして、その視点を見出してもらって徹底してもらおうと。議運の責任で、全体が一致すればですよ。やって一任するっていうのが一番いいんじゃないかなというふうに思うんですけど。どうでしょうか。

○久米啓右委員長 議員協議会でも説明しますけども、議運でやはり会派へ持って帰ってもらって、一応確認をしていただくということで。これは、1回ではなしにやはり繰り返しお願いしていくという形で。

森上委員。

○森上祐治委員 たまたま、私きのう10時から聖徳太子のテレビ見たんや。NHKの歴史ヒストリアでね。彼は、乱れた政治を改革する大きな希望に向けて、17条の憲法あ

りますよね。一番力を入れたの何かと、役人は朝早く起きろと。朝起きて、一生懸命仕事をせよというのを憲法で決めとんですな。一番基本的なこと、それがごつつい政治的にまとまっていったというのがきのうテレビでやってました。私も、聖徳太子もこんなこと、何やこんなことから始めよったんかという。だから、我々議会改革特別委員会が、これだけけんけんがくがく議論しよんねやから、起立するときに立ったらそれでわかる、こんな中途半端な。それこそ、やっぱり基本条例の精神や。さっきも、議長言いよったけど、議員としての専門性を云々と言いよったけども、やっぱりその辺我々お願いしていったらいいと思うんですよ。協力してくれよと。だから、議長が5秒間なら5秒間とかね、一応暗黙の了解したら協力しましょうと。そなん、皆大体わかると思うねん。子供じゃあるまいし、だれが立ったか座ったか、後はそなん文句言えんと言うといたら。そない神経質にならんでもできると思うで。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 これは、スポーツでも何でも、基本というのは大切やけど、基本というのは案外忘れがちなんやな。それと、一応議運もそれはなんですけども、今言よることについては、一応ここの改革委員会で一つの線を出していただいて、それで諮っていただく。それは、徹底するのは議運で。それはやっていただくというのが順序じゃないかと思うんですけども。ここで、ある程度、今、言いよったような、次長が言われたような。これ、なるべく局長と力を合わせて、確認をして、早いこと5秒立たんように結論出るけども、やっぱり全会一致、賛成多数ということをこっちもやりますけども、その辺を基本的にここで。

○久米啓右委員長 委員会の、その賛否の表決方法については、しっかりと議長が賛成多数、あるいはそういう発言を。

川上委員。

○川上 命委員 今、議長言うたみたいに、ただ議運でこうとそれだけ決めるのはおかしい。結局、関連せんのがずっと流れていって。やっぱりそういったこと、このためにやっぱり確認を再度するということやから。ほんで議運でしてもらったらい。

○久米啓右委員長 だから、委員会での方針というか、そういうのを出していくということですね。

原口委員。

○原口育大委員 さっき、阿閉次長言われたように、議長が表決の結果を宣告するまでは着席しないというふうなことを徹底してもらったらええと思う。議運等でね。

○久米啓右委員長 当委員会の方針としては、今言うた議長の結果報告をもって着席をするということにしたいと思います。それを議運に申し入れて、徹底してもらうということとでいいですね。

当然、その前に、試行実施について議員協議会で説明する必要があります。この日程が、8月1日が庁舎建設委員会が予定されてるようなので、できればその日終わったあと委員会報告をさせていただいて、説明をしたいと思います。その説明については、どのようにさせていただきますでしょうか。

（「委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○久米啓右委員長 そしたら、8月1日は、試行実施分の賛否の公表についての項目に限って説明させていただきます。それ以外については、まだ論議がされておきませんので、御論議いただいたやつを副委員長と確認して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局。

○次長（阿閉裕美） 8月1日に、庁舎の特別委員会があります。それが1時30分になってるんです。ちょっと委員長も、今、出席しておられますので、ちょっと議員協議会をすることについての委員長同士で調整をお願いしたいと思います。

○久米啓右委員長 休憩中に行いたいと思います。

暫時休憩します。

再開は15時といたします。

（休憩 午後 2時50分）

（再開 午後 3時00分）

○久米啓右委員長 再開します。

議事の3番、試行実施分で、委員会のあり方についてを検討いただきたいと思います。項目が3つあります。1－2－6委員会の自由討議と意見表明という形で、前委員長の報告がなされております。これと、通告制について。それと、説明員について3つです。こ

れについては、一つ一つの項目について協議していけばいいんですけども、きょうで議論が尽くせるというふうにはまでは思っておりませんので、委員会のあり方全般について、意見を出し合いたいと思います。よろしくお願いいたします。

原口委員。

○原口育大委員　　前回、通告制の話が出た中で、私も報告しとった立場として、若干何か議論が私の思ってたことと違う方向に議論が走ったような気がしたんで、ちょっともう一回説明をしたいなというふうに思います。

私は、委員会のあり方として、議案の審査はもう当然付託された案件についてやるわけですけど、閉会中の調査等については、例えば7月12日に産建の委員会で、サンライズの指定管理の件に関して参考人招致してやりましたけども、本来そういう問題点について、より深い議論をするというのが私は委員会の閉会中の調査だと思ってますので、一般質問の通告のように、質問を相手に言うという、ずっとそれしかできないとかそういう意味ではなくて、例えば所管の中で今回はこのテーマを深くやりましょうというふうなことをするほうがよいと。もし、委員のほうで、委員長に対して、今回はこういうことをやりたいということがあれば事前に申し出ていただいて、よりそういう分野に絞ったことをやれるような環境をつくりたいという思いですので、制限するというふうな方向でなしに、必要に応じて何回でも開けるというふうなくらいの。あるいは、他所の委員会見てると、常任委員会等でも協議会みたいなことで議員だけの議論の場みたいなのを、これ公式なんか非公式なんかちょっとわかりませんが、多分今やったら議員協議会も公務に入っと思いうんですけども、そういうものをしっかりとやってるところもあるように聞いてますので、そういうところを調査していただいて、議論を深めていただきたいというふうなつもりでの報告になっております。

○久米啓右委員長　　私のほうから、通告制についてということで、前回意見が出た中で、今の原口委員につけ加えますと、議論を十分行うという目的であるということと、資料の十分な準備を促すための目的であるということです。というのが出ております。一般質問とは違って、通告していない内容では質問ができないというようなものではないわけですね。ですから、本会議の一般質問とは別に考えて、その委員会の通告制はもう少し柔軟に考えた意見をお聞きしたいかなと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そこら辺、はっきりと明文化しておかないといけないと思いますので、通告のあったものについては、十分な資料を用意するのは当然のことですけども、通告がなかったとしても、日常的なことで答弁するというのは基本になっておると思いますの

で、通告制をどのように表現するかというのは非常に難しいかなと。何か、それこそ例を示して議論してもらったほうがいいかなというふうに思いますけれども。

○久米啓右委員長 ポイントが絞りにくいんですが、これまで委員会で委員長を通じて執行部に通告するという形をとっておられたのか、それとも議員個人として、執行部にこういうことを質問したいから事前に資料用意しとけというようなことで、直接担当部署へ事前に問い合わせたとか。その辺について、今まで皆さんの経験をちょっとお聞きしたいと思います。

川上委員。

○川上 命委員 これは、通告制と説明員というのは、外れとるでこれ。通告制、今、蛭子委員も言うたけど、通告制ということになれば、いろいろと個人でやった。もう時間的に、制限も何もしたかんことには、これで3人ほど通告せずに出てこられて長い談判やられたら、一般質問と同じになったりするんや。そしたら、ほかの議員さん出席だけで終わってもうて、何も言う時間ないようになったりする恐れもあるし、今みたいに通告制をもっと内容的に検討せんことには、これ一般質問型になってしましたら、どないもこないも道中で意見を提出さすわけにはいかんからな。そやさかい、今までどおりの、質問したいことを執行部が答えとか資料とかいうのを、前もって委員長に申し入れるというふうな。通告制は、もっと内容的に聞かんことには、何かもう一つ我々みたいな人間はしゃべる間がないようになってしまうような。

○久米啓右委員長 原口委員に少し説明をお願いしたいと思います。

○原口育大委員 通告制という書き方は、ちょっときつかったなと今思ってますけど。例えば、所管事務調査6つか7つの項目あるとしたら、逆に言うと委員長が、例えば7月の閉会中の調査項目は、7つのうちのこの2つでいきましょとかかそういうふうな感じで、ちょっと目的を絞って深くやってもうたらどうかなというのがまずあります。その中で、もしどうしても聞きたいというようなことがあれば、この下水道なら下水道の分野については、今回取り上げてほしいとかいうことは事前に委員長にでも、委員から意見があれば、委員長もそれをしん酌してやられたらええと思うんで、できるだけ絞り込んでやるのがええん違うかなと。説明員については、仮に今回下水道なら下水道ということに絞ったんであればここは下水道の担当だけで、あとは何かあったときは、ちょっと今分庁舎方式なので難しいですけども、報告書にもちょっと書きましたけど、一応対応できるような形ではあるけども、ずっと委員会室で待機するというのはちょっともったいないなという感じがして、そういうことをちょっと報告の中で書かせてもらったというふうなことです。十分

議論してなかったということもあって、今ちょっと問題になつとるんですけど。思いとしては、絞り込んで深くやれるような委員会にしてほしいなということでもあります。だから、ちょっと通告という言葉が誤解を招いてるような気はしてます。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 できるだけ、委員として私も出席する場合は、ある程度テーマを持って、準備をして、それなりの事前の調査もやって、質問するという姿勢では来てるつもりなんですけれども。ですから、委員会出席の段階、その中で関連でどうしても漏れたりとか、他の委員の質問に対して関連で質問したりするというケースもあるわけなんですけれども、基本はある程度の内容を知った上で質問をしないと十分な議論にならないなという、これは私の経験なんですけれども。ですから、その時点で担当所管にも話もしますし、したりもするし、大体イメージとしてはこういう質問になるぞと。それに対する答弁はどうなるかということは、しっかり部内でも議論しといてくださいとか。あるいは、上に判断求めなあかん部分であれば、上の判断も求めといてくださいとか、そういうことは事前にやるというのは基本であるのかなと。委員会に臨む姿勢としては、それが基本であるのかなというふうには、それは私の姿勢なんですけども、スタンスはそのスタンスでやってきたつもりなんですなんですけれども。ですから、事前に通告ということになると、やっぱりどうしてもその通告に縛られて、通告になかったのかという答弁がくる、今後ね。段々そうなってしまうと、非常に窮屈な委員会になるのかなという心配をいたします。

○久米啓右委員長 通告制という言葉が、一般質問とリンクしてしまう感じがするんですが、その事前の調査に伴う事前の準備の通告みたいな、言われたのは。通告にはならないんですが、そういうことは通常の委員会では通常の仕事かなと思うんで、そういうのは通告制じゃないということであえかなと思います。

川上委員。

○川上 命委員 それ通告制というのは、それは一つの問題に絞ってええけど、月に委員会は1回や。所管部分のやつは全般的な関連している中で、そういったことで、原口委員が言うんやったら、委員会は再々持たんことには、この1回だけで通告制にしてもたら、これだけの6、7人が意見言う間がない。そういうふうに通告制みたいにして、こういった意見を皆が賛同したらそれを専門的にもつ。そのかわり、委員会再開する。それが長時間。そないせんことには、月に1回の委員会やってやな、通告制にしたら。それでまた、説明員をもうそなんいらんやいうたら、その人らもう全然議会とも審議の対象にもならんし、もう全然カヤの外におかれてしまうようなこともあると思うんです。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 確かに、委員会に出席する課長というのは、緊張感持っと思うんで、それは月に1回来てもうて、どんなん聞かれるかわからんという冷や冷やどきどきの緊張感持たすのもええんかなとは思うんですけど。ただ、例えば全然今月は委員長として、ある委員として、委員長として、開いても何も今聞くことないなとかいうような月もあるん違うかなと思うんですけど。そのときは、今も開いてないときもあるんですけど。だから、やっぱり必要であれば開くというスタンスで、その必要については、やっぱり事前に、委員長にこんなことについて聞きたいというふうなことを十分委員長としてはくみ上げていただいて、それで必要に応じて開くというスタンスでいったんで、それは今言うように何回も開かないかんようになるかもわかりませんが、それはうまく差配すれば解決するん違うかなと思うんですけどね。その、何ぼか出てきたやつをまとめて、所管全般なら全般の会持ったらええわけやし。今回絞り込んだけど、下水と農業振興に大体絞れたなというんだったら、その2つでもええというような気がするし。それでまだ足らんなったら、それは次の月まで待たれんのだったら開かなあかんんですけど、何となくできそうな気がするんですけども。そこら辺で、余り何が出るかわからんままで開くというのはあんまりよくないなというふうに思って、そういう提案をしたというようなところですよ。

○久米啓右委員長 所管事務調査内容を絞り込むということについての、ちょっとほかの委員さんの意見もお聞きしたいと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 さっきから出てますように、月1回の委員会なんでね、それはこの前も産建で、特定の事項について執行部3人しか来てませんでしたよ。参考人がお2人、5人の説明受けて委員会やったんですけどね。ああいう形ができるんやから、月1回の委員会というのは、さっき原口委員もおっしゃったように、課長以上来とんのやから、課長、次長、部長が来とんのやから、やはりどんな質問が出てても対応できるのが普通なんですよ。ただ、事前にこんなこと聞きたいと、より議論を深めていきたいと、さっき蛭子委員おっしゃったように、ちょっと言うてこんな件について今回は質問されるから、資料関係十分用意しとくださいよということ言うといたら問題なくできることであって、私なんかでもちょろっと2、3点聞きたいなということも座ってから浮かんでくる場合もあるねん。そんなとき、通告してなかったら言えないということになったら、それこそ本当に座ってるだけになってしまうんで、そういうことが自由にやはり責任上は、そうかノートにこうしてあったわと、これはやっぱり聞いとかないかんというふうなことで出てく

る場合もありますから、かなり自由な形で質疑ができる形が望ましいん違うかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 原口委員が言われてました、所管事務調査の中で、ある程度重点的に絞って、これは各所管の議員さんの賛同も得た上で、的を絞ってやろうやないかということには私はそれも一理あると思います。ただ、執行部はそれはもう用事がないよって、だれだれやいうんでなしに、これは全員出席するのは当然であって、どんなことが出てくるかもわからんし、はしの転んだことまで聞くのが私は委員会やと思うんですよ。ですから、執行部を制限する、そんなん気の毒なとか、もったいないとかいう議論は全く私は間違ったことであって。その、所管事務について何もないときは、今回この2つに絞ってやるかという、これは各議員の賛同があればそれは賛成やと思います。けれど、委員会というのは、これは通告制でやるのは一般質問60分もとってやるんですから、委員会はあくまでも自由に、何でも自由にしゃべれると、こんなしょうもないこと聞いてというようなことでもしゃべれる、これがやっぱり議員活動の基本やと思うんで。やっぱり、自由にやれるような形にするべきやと思います。ただ、何もないときに、そんなときありますやん。そんなときには、それは何か絞ってやろうやないかと。そういうんでは賛成ですけども、あくまでも自由にやるべきやと思います。

○久米啓右委員長 説明員を同時に絞り込むという考え方もちょっと含まれてたと思うんですが、その辺について。

柏木委員。

○柏木 剛委員 テーマを絞るというのは、確かにバクッとしたのでやるよりは、ある程度テーマを絞るのはいいかと思うんですけど、テーマを絞るねらいというか、メリットというのは、多分説明員をある程度限ってもらうという、そんな意図があるという気はするんです。ただ、あんまり絞ってしまうと、ほかのことが質問できないというやり方もどうかと思うんで、ある程度これはやるよということは言っときながらも、やっぱり言うのがあってもええと思うんですけどね。事前に、それ以外についても、ある程度これを聞くよということは連絡、通告しておく必要も。それもええことやと思うんですけど。だから、今までのやり方プラス、ある程度今回はこの辺について重点的に質疑したいと。あるいは、もっと別の重点テーマ以外に、個人的にこれを聞きたいというのがあれば何か連絡しておく、そんな何か上に乗せるような格好でやればそれでいいんじゃないかと。あんまり絞って、説明員まで絞ってしまうということは、ちょっとどうかという感じはします。そう

いうふうに思います。

○久米啓右委員長 だから、通告制という言葉を少し変えなあかんですね。委員長報告は、所管事務調査の絞り込みというような意味かと思うんですが。それでいいんですよね。意図は。

原口委員。

○原口育大委員 もともとの意図は、やっぱりできるだけ専門的に、資料も十分留意してもらって、しっかり議論できるようにという思いで通告があったほうがええのかなと思ったんですけども。今、いろいろ議論聞いてると、月1回は最低全員がよるようなこともやっぱりいるのかなと。必要であれば、今回産建がやったように余分に開けばいいわけなんで、そう言われればそうやなとも思います。余分に開くような場合は、もう絞り込んでやらんといかんというふうに思うんで、その場合はきっちりと説明員も絞って、大きなテーマで通告して開かんとそれは当然できへんで、そういうことも加味すれば、ちょっと僕も報告しといて何か不自然な感じになってしまいますけど、そのほうがいいのかというふうな感じもしてます。

○久米啓右委員長 わかりました。今回の産建の例を見ますと、ある特定の問題について委員から要望があれば、やはりそれは絞り込んでも。それには皆さん異論がないかと思うんですけども、通常の定例の委員会は、やはり所管事務は全般的な内容で。

原口委員。

○原口育大委員 だから、説明員については今の聞ける範囲で全部そろえな仕方ないなと思います。ただ、運営として一応の議事進行の中で、所管事務全般という進め方が今多い委員会もあるんですけど、私はやっぱり絞って順番にとかに一応しといて、それで今回是非これやってというような委員の意見も聞きながらやるというふうにさせていただいたほうがええような気がするんですけどね。その程度です。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 原口委員の問題もそれはええことやけど、一応、今、委員長で、日どりを議運で決めよるわな。しかし、肝心かなめの大事な委員会を月末にもやったりしてるわな、これ。月末に。そしたら、月末にやったら、問題点が結局月末、月末のほうによっていって、結局審議するときはもう月は終わってしまう。そやさかい、上旬に常任委員会をして、そして原口委員みたいに通告制みたいな大きな問題が出た場合には、その中旬と

か下旬に委員会を持つとかせんと、今の場合は何となしに月1回持ったらええわというような形の中でしよる。だから、皆そういう考えの中で通告制やられて、3人ほど通告したんやったら、もう時間的にしゃべる間がないということや。そやさかい、なるべく委員会を早くしたらええと思うねん、もっとな。そしたら、いろいろな問題は月末までに解決できると思います。そういうふうにして、やっぱり委員会構成を考えていかな、どうですか委員長。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 委員会の日程に関しましては、やはり市長、副市長、議長の会のあれもありまして、日にちを取る中でやはり下旬になってきよるんが現状であります。
以上です。

○久米啓右委員長 やはり、議長あるいは執行部の予定も加味されてますので、できるだけ早い開催というのも非常にいい意見だと思います。
川上委員。

○川上 命委員 今、委員長から、市長、副市長とかそういう2人しかおらへんわな。3役、4役ないようになったな。その中でも、教育長は関係ないけんど、2人おらなんたらその日程に合わすということになれば、これはかなり議会のそういった改革して、議会がどうこうやといいよることとここで違うてくるわけやな。そうでしょう。向こうに合わさんようになって、向こう2人で足らんのやったら副市長3人制にするとかね、2人制にするとかせんことには、それに向こうの2人に合わせていかんことには委員会開けませんやいうんやったらもうそこでストップしてしまう。議会改革で何や矛盾したことになる。やっぱり、そんな点考えなんたら。ということは委員会軽視なんや。それは、議長おらんときもあると、これは仕方ないねん、委員会としては。そやけど、そんなことも考えんことには。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の川上委員の発言で関連してなんですけども、素朴な質問やけども、実態はそないなとるわな。定例会であっても、まず市長の日程を聞いて、それで間隙をぬうような形になっとなねん。けど今お聞きしてたら、市長と議会というのは対等の二代表制だったら、やっぱりこっちの日程もぶつけて、最初は日程調整あれ副市長来るやん、議運でね。あのときに、こっちの日程はこうやというような対等の形でというのが筋なん

かなと今ふっと私思ったんやけど、その辺どないなんですか、議会として。やっぱり、執行部の日程を尊重せないかんのやろな。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 そんなこと言いよったら、3人おらへんやったら何もでけんということになってくるさかい。そやさかい、それだけはどないですか、事務局。

○久米啓右委員長 次長。

○次長（阿閉裕美） そしたら、ちょっと議会の会期についてお話します。議会というのは、もう御存じのように招集権は市長にあります。ですから、最初の第1日目の招集日については、市長側で決めるということになります。その後の会期の決定というのは、議会のほうの権限になってきます。ですから、今も議運で会期日程というのを検討していただいております。そういう形になっておりますので、会期はあくまでも議会のほうで決定していくということになりますけども、それはやっぱり執行部側と話し合いをしながら決めていくというふうな、今もそういう形をとっておりますけども、権限につきましては、議会側にあるということだけ認識していただいたらいいと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 委員会の日程の取り方は、さっき川上委員言ったように、できる限り前へもっていくというのが、できる限りというのは執行部との協議がいると思うんやけど、それはええことかなというふうに思います。本会議と、閉会中といろいろ今あるんですけど、今言うてた閉会中の所管事務調査とかの話が多かったと思うねんけども、会期中であれば当然議会の方に権限があると思うねんけど、委員会の招集とかいうのはどういうふうになってますか。

○久米啓右委員長 事務局。

○次長（阿閉裕美） 委員会の招集については、委員会のほうにあります。ですから、委員会で検討していただいて、委員会の開催する日、調査項目等も委員会のほうで決定していただくということになっております。ただ、それも執行部の出席を求めなければならないことが多いので、その場合はやっぱり執行部と相談していただいた中で決めていかないといけないのかなと思いますけれども、決定権はあくまでも委員会のほうにあり

ます。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 副市長というのは、必ず出てくれよんのでおるほうがええとは思いますが、それは別に必要と感じんかったら、委員会はおらんかって開けるんですよ。

○久米啓右委員長 事務局。

○次長（阿閉裕美） 委員会の基本的なあり方についてという形になってくると思うんですが、本来委員会というのは、委員さんの中で問題があったこと、いろいろ問題となっていることを協議して、方向性等を最終出していただくというのが所管事務調査の委員会になります。それを出すにあたって、やっぱり執行部のほうに聞いてみないと、委員さんだけではなかなか結論とかいろいろ協議もできひんということで、執行部に入ってもらっているという形になっております。今、ずっと執行部いつも入ってるんで、執行部入らないと委員会ちょっと形にならへんのかなという思いもありますけども、本来委員会というのは委員さんだけで開催する。執行部は、あくまでも説明員として、問題点について説明を求めるために出席をしてもらってるという形です。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 あと、そしたらこれは本会議の招集やと思うんですけど、自治法改正の中で、通年制と何か選択できるような議論があったと思ったんですけど、今どこまで国のほうはいっとるんですか。

○久米啓右委員長 事務局。

○次長（阿閉裕美） 自治法のほうですけども、今、国会のほうに出てます、改正案が。その中で、地方議会の会期ということで上がっております。これ概要についてということで、総務省のほうからこちらのほうにちょっと書面が来ている分を読んでもみます。

地方公共団体の議会について、条例により、定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとするというふうになっております。ですから、原口委員さん言われたように、選択制ということで、通年議会にしようと思えば通年議会もできますよと。今までどおりの会期ですることとできるし、選択できるということだと思います。

○久米啓右委員長 議論が少し横道へいったんですが、委員会について、所管事務調査については、定例の委員会では審査するという基本的な考え方でええと思うんですけども、特に委員間同士で、特にこの項目について今月の委員会の議論を深めたいという意見が出た場合は、やはりその辺はそういうやり方で、仮に執行部に、今回はここを重点的にやるというような話はしてもいいのかなと私自身思います。ただ、従来の委員会の形式というのは尊重しておくというのが皆さんの意見かなというふうに思うんですけども。よろしいでしょうかね。最初の提案は、拙速すぎたかなという気がいたしますので。

川上委員。

○川上 命委員 私が言いよんのは、きょうは原口委員の言いよることも正解やし、それは通告制で、通告せんなんほどの大事な問題があればやったらええねんけど、月1回の今の委員会でそれやられると、3人、4人やったらもう全然しゃべれへんと。それと、所管分の各部とも、全然話し合いとかできないというような形。そやさかい、月1回初発に、1年の計は元旦にありとか、また議会では3月定例が一番初年度の始まりで一番大事な。そういったように、委員会も月々初発にそういうふうにして、それで通告するような問題があれば、これは、今、次長が言うたみたいに、何も通告制にしといたら副市長、市長おらんでもできる問題やと思うねん。解決できると思う、審議はできると思う、担当課が来たらな。そういったことで、委員会を2回、3回もつということにすれば、十分な審議ができると思うねんけどな。問題点を出してもうたらな。初発で月の初めに。そしたら、執行部のほうも問題はつきりしとうし。そのために、私はもう次にどうですかという。委員会調整の中で、月末にならなできんやいうのは、私はあれちょっと不思議やなと思うねんけど。月の30日や29日、また次の月にかかるねんな。あれは、どうもちょっといかんと思うねんけど、委員会はしたらええわというような形になっとるわけやな、あれ。そしたら、原口委員の言いよる問題も解決するわけや。それだけです。

○久米啓右委員長 大体意見出尽くしたかなと思います。
暫時休憩します。

(休憩 午後 3時35分)

(再開 午後 3時37分)

○久米啓右委員長 再開します。

もう一つの委員会のあり方について、委員間討議という項目があります。これは6月29日にも取り上げたんですけども、そのときの各委員の意見ちょっとまとめておりますの

で朗読してみますと。

討議による合意形成は不可能である。これは、議会基本条例に、合意形成に努めるという文言がありましたので、恐らくこれに対する意見だと思います。それと、委員協議会での方向性を見出す。これは、委員会の前に、協議会で方向性を事前に見出しておく、議論の方向性がわかりやすいという意味だと思います。全付託案件審査後に討議する場合、裁決時には執行部は不在となる。付託案件ごとに討議する場合は、執行部在籍中に委員間討議することになる。討議は質疑終了後行うが、討議と質疑のけじめがつかない心配がある。けじめについては、委員長の裁量にゆだねる等々の意見が出ております。委員間討議、ここでいう委員間討議というのは、執行部への質疑が終了して、あるいは全付託案件が終了した後に、採決の前に委員同士で賛成あるいは反対の意見を議論すると。本会議でいう討論形式ではなくて、この委員会のような議論を行うということです。これについて、委員間討議について御意見をお伺いしたいと思います。

原口委員。

○原口育大委員 委員間討議というのは、結構自由討議というような形で、どの基本条例見てもかなり重点項目に入ってきてます。やはり、本来は何か議案なら議案があったときに、やっぱり委員間でそれを協議して、疑問点等は執行部に質問するというようなことで、委員会の運営自体の中でいつでも自由に委員間討議ができる。今、議会改革の場合は、そういう形に近いと思うんですけど、それが究極やと思ってるんですけど、ただいきなりそんなところにはちょっといかんのかなという、収集つかんようになるような気もしてますので、前にちょっと僕が出したんは、これは埼玉県のとく市の例やったと思ったんですけど、一たんある程度質疑が終わったあとで討論ということになると反論も何もできへんで、討議という形で賛成反対の討議を募ってみて、あればそれを委員長のほうで取り上げて委員間で討議をすると。終わったら採決するというふうな時間を設けてもええん違うかなというふうなことで、前回提案させていただいたようなところだと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、委員間討議のいいところは、少数多数とかいうことじゃなくて、その議案に対していろいろな意見が出されて深まると。それぞれ委員の意見、議論が深まるということは非常にいいことだろうと思います。それがあって、そしたら全会一致というようなことも大事な点だろうとは思いますが、なかなか政策的な違い、会派によつての違いということがあって、対立的なものが残るということも当然あると思うんですが、その際でも少数多数、全体で採決した場合少数意見は否決されるというのか、そういうことになるんですけども。その中の、少数意見の取り入れ方とか、委員会としての

修正とか、こういうことにつながるということが委員間討議の目的なのかなと、目標になればいいなというようなことを思います。

○久米啓右委員長 委員間討議の意味合い、あるいは委員会というのはどういう時期に行うかというようなことも含めて、御意見を伺いたいんですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私だったら、あったらいいなと思うんです。やっぱり、やるのは採決の前かなと思うんですけどね。採決の前にやっぱりやって、それでそのあと採決をするというのが。タイミングは、一議案一議案ごとにね、と思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私もそう思うんです。修正案なりが委員会として議論されて、発議されて、原案に対して修正というのが委員会で結果が実ればそれも一つ大きな成果だというふうに思いますので、ある程度の質疑をやって、そして委員間討議をやって採決と。その過程の中で、修正されればまたその意味もあるというふうに思います。

○久米啓右委員長 ほか、御意見。
原口委員。

○原口育大委員 一回他市の、僕もちょっとさっきうろ覚えの中で名前出しましたが、ほかにもあるような気がするんで、何ぼかそういうのやってる先進事例自分なりにも調べるつもりですけど。ちょっと調べてみて、それで最終判断したらどうかなというふうに思います。どういうふうな規定にするかということまで最終的には詰めらんとあかんと思うんで、どういう規定をもってやっとするかということを調査するのがいいかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 委員間討議というのは、初めての取り組みになるかと思うので、これまでの調査で、前期のときには討議されてる自治体が調査されたことあるんですかね。
森上委員。

○森上祐治委員 何カ所か行ったところではまだやってなかったん違うかな。最近、訪ねたところで聞いたらやってなかったんやな。

○久米啓右委員長　これは、もう少し議論をしたいと思います。恐らく、委員長にも多少負担もかかるかと思いますが、議論の間にまた質問が出てきたりということもあろうかと思います。委員長の裁量も非常に大事なということで、これについては継続審議、委員会のあり方については継続審議という形で進めさせていただきます。

それでは、次の議事についてお願いします。視察、研修についてです。これについては、お手元の次第にありますように、8月18日から19日、視察先は長野県塩尻市、18日午後。同じく松本市、19日午後ということで、先方さんに約束が取れておりますので、これで進めさせていただきます。

ここで、調査内容を相手方に事前に送っておくということをしておくと、資料の準備等が充実されるかなということで、議会改革特別委員会としてどういう調査をしたいかということ、委員の皆さんに提案いただきたいというふうに思うんですが。主なところは、我々が議論してる内容が調査内容かなと思うんですけども。

熊田副委員長。

○熊田　司副委員長　今、先ほど原口委員が言うてた、どういう規定をもって委員間討議やってるか。まず、ここが大事なことになると思うんで、その委員間での自由討議について、ちょっといろいろ聞いてみたらどうかなと思います。

○久米啓右委員長　各委員、いろいろ聞きたいことがあろうかと思います。これはまだ日もありますので、各委員に御提案いただくということで。用紙を配りますので、次の委員会までに委員長あるいは事務局あてに、箇条書きで結構ですので御提案いただきたいと思います。

これは、視察を仮に受ける側としても、こういう質問事項書いていただくと資料の準備がしやすいということです。ですから、逆に南あわじ市も、視察を受ける場合はこういうのを出していただくというのがよいかということで、逆のことを考えますと、我々もこういうのを相手方をお願いするという形にしたいと思います。

そういうことでお願いしたいと思います。

提出については、事務局のほうができるだけ早く送りたいということで、22日、来週金曜日ということでお願いします。

本日の委員会は、これで終了したいと思うのですが、次回開催日は、議長の日程等を見ますと、8月10日があいておられたんで、8月10日に議長入れさせていただきました。よろしいでしょうか。8月10日午前9時で。9時開催ですんで、12時に終了ということで進めたいと思います。

以上、本日の議会改革特別委員会を終了したいと思います。

最後に、熊田副委員長からお願いします。

○熊田 司副委員長 それでは、以上をもちまして議会改革特別委員会を終了いたします。本日は大変御苦勞さまでした。

(閉会 午後 3時52分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 7 月 14 日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 久 米 啓 右